

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
7月8日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二

公金の収納の事務の委託(医務保険課)……………三

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(新産業振興課)……………三

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(新産業振興課)……………三

公告

一般競争入札の実施(情報企画課)……………三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………八

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………八

土地改良区役員(届出)(農村整備課)……………八

小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九

人委公告

平成二十年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施……………九

平成二十年度山口県保健師採用試験、診療放射線技師採用試験、臨床検査技師採用試験及び作業療法士採用試験の実施……………二

平成二十年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施……………四

平成二十年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施……………七

選管告示

政治団体の名称等……………九

政治団体の異動事項……………九

解散等に係る政治団体の名称等……………二〇

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等……………二二

参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……………二二

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………二三



山口県告示第三百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
本永内科医院		山口市三の宮一丁目一番六五号	山口県	平成二〇、四、一
白石内科医院		防府市華浦一丁目五番一八号	山口県	三、三一
周防医院		下松市大字西豊井一三五二の五六	山口県	三、三一
医療法人まりふ内科		岩国市麻里布町二丁目二番一八号	山口県	四、一
美祢市立病院		美祢市大嶺町東分一三一三の一	山口県	三、二〇
山陽小野田市立山陽市民病院		山陽小野田市大字厚狭五〇三	山口県	三、三一
松浜内科医院		八" 大字小野田四五一の一	山口県	" "
共立美東国民健康保険病院		美祢郡美東町大字大田三八〇〇	山口県	" 二〇
佐波歯科医院		山口市秋穂東六二六八	山口県	" 三一
右田歯科医院		防府市大字新田七七五の七	山口県	" 四、三〇
山陽小野田市立山陽市民病院		山陽小野田市大字厚狭五〇三	山口県	" 三、三一
ふじたに薬局		大島郡周防大島町大字小松一七八	山口県	" 五、六

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 所在地	廃止年月日
美祿市 美祿市大嶺町東 分三二六の一	訪問看護ステーションみね	平成二〇、三、二〇
共立美東国民健康保険病院組合 美祿郡美東町大字大田三八〇〇	美秋訪問看護ステーション	" "

山口県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

医 療 機 関	所在地	指定年月日
周防医院	下松市大字西豊井一三五二の五六	平成二〇、四、一
美祿市立病院	美祿市大嶺町東分一三三三の一	三、二二
美祿市立美東病院	" 美東町大田三八〇〇	" "
海風診療所	周南市銀南街一	一、一
佐波歯科医院	山口市秋穂東六二六八	四、" "
右田歯科医院	防府市大字新田七七五の七	五、" "
成和薬局高水前店	岩国市尾津町二丁目二三番一三三	六、" "
クローバー薬局	山陽小野田市中川六丁目四番一号	" "
ふじたに薬局	大島郡周防大島町大字小松五五六の三	五、七

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 所在地	指定年月日
ホームナース立花株式会社	ホームナース立花訪問看護ステーション	平成二〇、五、一
美祿市	美秋訪問看護ステーション	" "
"	訪問看護ステーションみね	三、二二
"	訪問看護ステーション	" "

山口県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の種類	指定年月日
株式会社プリースホーム 下松市望町一丁目九番五号	訪問介護ステーション 下松市望町一丁目九番五号	平成二〇、三、一
有限会社誠心 内一八九七	訪問介護友遊 内一八九七	平成一九、八、"
ホームナース立花株式会社 宇部市南中山町八番一號	ホームナース立花訪問看護ステーション 宇部市南中山町八番一號	平成二〇、五、"
特定非営利活動法人みんなのふるさと 山口市小郡下郷一六二六の六	デイサービスセンター 山口市小郡上郷二七八五の九	平成一九、" "

山口県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社プリースホーム 下松市望町一丁目九番五号	ル・モンド下松居宅介護支援事業所 下松市望町一丁目九番五号	平成二〇、五、一
医療法人緑山会 周南市大字須々万本郷二九の一	鹿野博愛病院居宅介護支援事業所 周南市大字鹿野下一一六一の一	" 四、"

医療法人こうえい会	〃 代々木通二丁目二七	香田整形外科医 院居宅介護支援 事業所	〃 代々木通二丁目二七	〃
医療法人緑山会	〃 大字須々万本郷二九の一	周南高原病院居 宅介護支援事業	〃 大字須々万本郷二九の一	〃

山口県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社プリ スホーム	下松市望町一 丁目九番五号	下松市望町一 丁目九番五号	介護予 防訪問 介護	平成二〇、 三、一
ホームナース 立花株式会社	宇部市南中山 町八番一一号	宇部市南中山 町八番一一号	介護予 防訪問 看護	〃 五、 〃
株式会社むつ ちゃん方	山口市徳地島 地五九〇の二	山口市徳地島 地五九〇の二	介護予 防通所 介護	〃 三、 〃
		訪問介護ス テーション リステア		
		ホームナース 立花訪問看護 ステーション		
		デイサービス センターむつ ちゃん方		

山口県告示第三百四十七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 委託に係る公金の種類
 - 二 委託に係る事務の範囲
- 山口県立総合医療センターの診療料その他患者負担金
- 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規

定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日並びにこれらの日以外の日の午前零時から午前九時まで及び午後四時から翌日の午前零時までにおける一に掲げる公金の収納の事務

三 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社二チイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

山口県告示第三百四十八号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十年山口県告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

- 二中「、財務会計システム開発業務」を削る。

山口県告示第三百四十九号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十年山口県告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

- 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「内視鏡診断治療システム」を「内視鏡診断治療システム 財務会計システム」に改める。



(二八六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 閑成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

電子県庁基幹システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十六年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十年七月八日から同年七月二十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十七年四月一日から平成二十年七月八日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の

委託を受けて、一に掲げる業務(以下「本業務」という。)と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又は電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十年七月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年七月二十二日午後二時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十年七月二十二日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

十 落札者決定基準
 (一) 総合評価基準
 落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価
 提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、文書管理システム及び総務事務システムに係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、文書管理システム及び総務事務システムに係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 八百点
- (2) 機能評価

- 全体計画 二百七十点
- システムの要件 百五十点
- 職員認証基盤システム 百五十点
- 職員ポータルシステム 八十点
- サービス連携基盤システム 百二十点
- 文書管理システム 百四十点
- 総務事務システム 二百九十点

4 適否判定

電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び

基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年七月十四日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年七月十六日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 本業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六二)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Re-

- (2) Nature of the service to be purchased : Restructuring of the e-Prefectural government core system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2014
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., July 18, 2008 (In case of bringing a tender : 2:00 P.M., July 22, 2008)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	電子県庁基幹システムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、設計及び開発並びに運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	1 計画の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。 2 適正かつ効果的な作業の日程が提案されていること。ことができれば設計を開始する時からシステムを安定的に稼働させること。 3 時までの工程の考え方及び日程が明確に記述されていること。
プロジェクト管理	適正なプロジェクト管理に対する考え方及びその実施の手法について、次に掲げる事項に留意して明確に提案されていること。 (1) 管理項目及びその管理内容 (2) 責任体制及びコミュニケーション不足に起因する誤りの防止策
ライオンサイクルコストの低減	1 ライオンサイクルコストの低減を図るために導入する手法について、具体的に提案されていること。 2 設計及び開発の段階と運用及び保守の段階とに区分して記述されていること。 3 それぞれの具体的な手法による低減の効果を数量的に把握して明確に記述されていること。
実現の方式	1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。 2 提案している方式の優れている点について明確に記述されていること。 3 パッケージソフトウェアを利用する場合は、本業務と同等以上の規模のプロジェクトにおける実績が示されていること。
サービスの品質保証	仕様書に定める個々のサービスに係る品質の定義及び管理について、責任体制を含めて具体的に提案されていること。
互換性の要件	職員が利用しているすべての端末において提案に係るシステムを利用することが可能であり、かつ、既存のソフトウェア・ソリューションを活用

計 画	シ ス テ ム の 要 件	職
教育研修	システム概要	システム概要
セキュリティ対策	システム概要	システム概要
業務に従事する者の経験及び資格等	システム概要	システム概要
仕様に基づく教育研修について、各年度ごとの実施の計画（人員の配置及び教育研修の内容を含む。）が具体的に提案されていること。 システムへの不正アクセス及び悪意のある攻撃から電子県庁基幹システムを保護するために講ずるセキュリティ対策について、システムの構築上の対策と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。	システム概要	システム概要
システムを設計し、開発し、及び構築する時からシステムを安定的に稼働させることのできる時に50パーセント以上稼働することが見込まれる者に限る。が、本業務に利用しようとする場合は、当該資格に該当する者に関する、本業務に利用し得る場合は、当該資格に関する事項を含む。）、経歴、実績及び担当業務について記述されていること。 (1) サービス指向アーキテクチャによるシステム設計及び開発に関する知識及び経験を有する者 (2) 認証基幹システム又はサービス連携基幹システムに関する知識及び経験を有する者 (3) 文書管理システム又は地理情報システムに関する知識及び経験を有する者 (4) プロジェクトマネージャ、プロジェクトマネージャ等の資格を有する者 2 ジャヤ等の統括者及び営業統括者の所属部署、役職、資格、経歴及び実績について記述されていること。	システム概要	システム概要
電子県庁基幹システムに関する、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長が明確かつ簡潔に記述されていること。 2 ハードウェア性能に関する条件、選定されていることにも、システムを稼働させる上で十分な性能を有していることが証明されていること。	システム概要	システム概要
電子県庁基幹システムの拡張性及び柔軟性について、次に掲げる事項に留意して創意工夫した点及び具体的な解決策が記述されていること。 (1) 組織改編、制度改正等への対応 (2) 利用者の拡大への対応 (3) 機能の強化への対応 (4) 機能を拡張する際に見込まれる概算の経費とその負担の区分	システム概要	システム概要
職員認証基幹システムにより認証する端末機器の管理について、その基本的な考え方及び具体的な実現の方法が明確に提案されていること。 2 端末機器を管理する上でのセキュリティ対策について記述されていること。	システム概要	システム概要
運用に関する基本方針、全般の運用計画、責任体制及び特色について、具体的に記述されていること。	システム概要	システム概要
電子県庁基幹システムの保守に関して、基本方針、特色及び実施内容が具体的に記述されていること。	システム概要	システム概要
システム概要	システム概要	システム概要
実現の方法	システム概要	システム概要
仕様の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウェアその他の既存のソフトウェアを利用する部分とを明	システム概要	システム概要

員 認 証 基 盤 シ ス テ ム システムの実現	システムの概要 職員ポータルシステム	システムの概要 システムの概要	システムの概要 システムの概要	システムの概要 システムの概要	システムの概要 システムの概要
	実現の方法 パッケージソフトウエア	実現の方法 パッケージソフトウエア	実現の方法 パッケージソフトウエア	実現の方法 パッケージソフトウエア	実現の方法 パッケージソフトウエア
利用者からアプリケーションソフトウエアを利用する際、一度認証を受けるだけで、その者に対して許可されているすべての機能を利用することができるとなる機能の実現の方法について、次に掲げる事項に留意して具体的に提案されていること。 ① 他 の シ ス テ ム と 連 携 す る 際 に 注 意 す べ き 事 項 ② 現 場 時 点 で 接 続 す る こ と が で き る シ ス テ ム 並 び に そ の 概 算 経 費 及 び 協 力 体 制		仕様の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。		仕様の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。	
職員ポータルシステムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。		サーチ連携基盤システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。		文書管理システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。	

理 シ ス テ ム パッケージソフトウエア	管理者支援機能 システムの概要	中心となるパッケージソフトウエアが有している管理者支援機能について簡潔に記述されていること。
	実現の方法 パッケージソフトウエア	仕様の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
総 務 事 務 管理者支援機能	パッケージソフトウエアについて、次に掲げる事項に留意して記述されていること。 ① 製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績 ② データの管理、保管及びバックアップの方法 ③ 各種の基本情報の投入の方法 ④ 主要な操作画面 2 示されていること。	中心となるパッケージソフトウエアが有している管理者支援機能について簡潔に記述されていること。
システムの概要 システムの概要	仕様の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とパッケージソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。	旅費計算システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。新たに開発する部分とパッケージソフトウエアその他の既存のソフトウエアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
旅費計算システム パッケージソフトウエアの拡張性及び柔軟性	本業務の履行期間中に制度改正、書式変更、組織改編等が行われた場合にパッケージソフトウエアにおいてどの程度対応することが可能か、その際に見込まれる経費等について明確に記述されていること。	旅費に代えてチケットを現物給付するシステムの概要に関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。

別表第 2

判定の項目 形式及び装丁 仕様書との合致	判 定 の 基 準 提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。 提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
----------------------------	------------------------------------------------------------------------

実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に則したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明確性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(二八七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十年八月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人全国晋作会連合会

代 表 者 の 氏 名 藤原 弘毅

主たる事務所の所在地 萩市大字堀内三五五番地

(二八八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年七月八日から同年十一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アクロス山口
所在地 山口市吉敷四三三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 所 代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 福島 長男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	坂倉 正宏	福島 長男

四 届出年月日

平成二十年六月二十六日

五 変更年月日

平成二十年四月一日

(二八九) 土地改良区の役員の名及住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及住所の届出がありました。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
厚狭秋山土地改良区	理 事	田邊 稔夫	山陽小野田市大字厚狭一五五三
"	"	齊藤 宏爾	一五一五
"	"	山下 清美	一九〇三
"	"	西原 寿	一六一九
"	"	坂 健治	一八五の二
"	"	古谷 廣人	二二二
"	"	野村 孜	四四七の一

厚狭秋山土地改良区	土地改良区	理事の別	理事	氏名	住	所
伊藤 保二	二歩 材臣	田邊 稔夫	山陽小野田市大字厚狭一五五三	四六一の二		
原田 頼邦	田尾 光一	齊藤 宏爾	一五一五	六二一		
長尾 英明	長尾 英明	山本 信政	一八八五の五	一三三二		
池田 武夫	池田 武夫	西原 健治	一六一九	二九二		
荒木 善樹	荒木 善樹	坂 健治	一八五の二	四四七の一		
繁山 隆之	繁山 隆之	古谷 廣人	二二二	四四七の一		
野村 隆之	野村 隆之	野村 孜	四四七の一	四四七の一		
枝村 隆之	枝村 隆之	伊藤 保二	四四七の一	四六一の二		
仁多 貞雄	仁多 貞雄	二歩 材臣	大字郡五八三の二	六二一		
中村 治美	中村 治美	原田 頼邦	六二一	六三〇		
		長谷川 哲治	六三〇	一三三二		
		長尾 英明	一三三二	一三三二		
		池田 武夫	一三三二	一〇四〇		
		荒木 善樹	一〇四〇	一〇四〇		
		繁山 隆之	一〇四〇	一〇四〇		
		野村 隆之	一〇四〇	一〇四〇		
		枝村 隆之	一〇四〇	一〇四〇		
		仁多 貞雄	一〇四〇	一〇四〇		
		中村 治美	一〇四〇	一〇四〇		

(二九〇) 小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画公園二・三・二十二有帆公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

公告

平成二十年七月八日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
短大卒業程度	小・中学校栄養士	二人程度	市町立小・中学校、学校給食センター等における専門業務

事 務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む）における一般行政事務
警 察 事 務	三人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土 木	三人程度	知事部局（主として農林水産部及び土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（農林事務所、土木事務所等）における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
電 気	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	四人程度	市町立小・中学校における一般事務

なお、小・中学校栄養士又は小・中学校事務の試験職種で合格して採用された者の身分は、市町職員であり、県職員との人事交流はありません。

二 受験資格
 (一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	受 験 資 格
短大卒業程度	昭和五十八年四月二日から平成元年四月一日までに生まれた者で、栄養士の免許を有するもの又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの
高校卒業程度	昭和六十二年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者（学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者及び平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。）

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者（小・中学校栄養士、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
 - 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時、場所等
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

(一) 第一次試験
 1 方法、内容等
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
 短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び適性試験を次の表のとおり行います。

試験区分	短大卒業程度		高校卒業程度		試験名	試験職種	試験の内容	試験時間
	試験門	試験養	試験門	試験養				
小・中学校	小・中学校	小・中学校	小・中学校	小・中学校	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	小・中学校	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間三十分
小・中学校事務	小・中学校	小・中学校	小・中学校	小・中学校	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	小・中学校事務	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間
土木	土木	土木	土木	土木	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	土木	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	二時間
電気	電気	電気	電気	電気	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	電気	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	二時間
警察事務	警察事務	警察事務	警察事務	警察事務	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	警察事務	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間
小・中学校事務	小・中学校事務	小・中学校事務	小・中学校事務	小・中学校事務	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	小・中学校事務	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	十五分

2 日時
 平成二十年九月二十八日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

3 場所
 試験 午前十時から午後三時三十分（高校卒業程度試験のうち、適性試験を行う試験職種にあつては、午後零時四十五分）まで

試験区分	試験地	会場
短大卒業程度	山口市	山口県立大学
高校卒業程度	下関市	山口県立下関高等学校
	山口市	山口県立大学
	周南市	山口県立徳山高等学校

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

2 日時及び場所

平成二十年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

適性試験 二〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験、専門試験又は適性試験の得点が平均点の七割五分未満の場合、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

六 合格者の発表

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

(一) 第一次試験合格者

平成二十年十月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十五万八千七百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万四千五百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年七月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税務所にもあります。

(二) 受験の申込み

一

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間
 平成二十年七月八日(火曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十年八月二十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十年七月八日(火曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験区分	試験職種	出題分野
短大卒業程度	小・中学校 栄養士 教育	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導
高校卒業程度	土木 電気	数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工 数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 電子情報技術 電子計測制御

公告

平成二十年度山口県保健師採用試験、診療放射線技師採用試験、臨床検査技師採用試験及び作業療法士採用試験の実施

平成二十年度山口県保健師採用試験、診療放射線技師採用試験、臨床検査技師採用試験及び作業療法士採用試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月八日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務
診療放射線技師	診療放射線技師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター及び県立病院)における専門業務
臨床検査技師	臨床検査技師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター及び県立病院)における専門業務
作業療法士	作業療法士	一人程度	知事部局(主として県立病院及び身体障害者福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	試験職種	受験資格
保健師	保健師	昭和五十四年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第九十五回保健師国家試験(平成二十一年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
診療放射線技師	診療放射線技師	昭和五十四年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第六十一回診療放射線技師試験(平成二十一年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
臨床検査技師	臨床検査技師	昭和五十四年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第五十五回臨床検査技師国家試験(平成二十一年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
作業療法士	作業療法士	昭和五十四年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの又は平成二十一年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第四十四回作業療法士国家試験(平成二十一年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる禁治産者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十年九月二十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

- 2 日時及び場所
平成二十年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十年十月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
- (二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。
- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、保健師にあつては月額十七万二千二百円、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士にあつては月額十七万四千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求
平成二十年七月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。
なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にあります。
- (二) 受験の申込み
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
- (三) 受付の期間及び時間
平成二十年七月八日(火曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十年八月二十九日までの消印のあるものに限ります。
- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十年七月八日(火曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四

七(四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
保健師	地域看護学 疫学・保健統計(情報処理を含む。) 保健福祉行政論
診療放射線技師	放射線物理学 放射線計測学 基礎医学 診療画像機器学(医用工学を含む。) 医用画像情報学(画像工学を含む。) 放射線治療技術学(放射線安全管理学を含む。) 公衆衛生学(放射線安全学を含む。) 臨床検査総論(情報科学を含む。) 臨床化学(生化学を含む。) 血液学 免疫学 病理学(解剖・組織学を含む。) 動物学(生理学を含む。)
作業療法士	解剖学 生理学 運動学 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション学(医学)(リハビリテーション学を含む。) 法医学(法医学大要(人間発達学を含む。)) 作業療法

公 告

平成二十年警察官(男性)採用(B)共同試験の実施

平成二十年警察官(男性)採用(B)共同試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	五十人程度
東京都	それぞれ二人程度
京都府	
大阪府	
兵庫県	

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた男性が受験できません。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十年九月二十一日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

- 下関市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署
- 海峽交番
- 山口市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター
- 周南市 山口県周南警察署

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。
なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 胸囲 七八センチメートル以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成二十年十月中旬から同月下旬までの間に山口市で行います。
なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点
体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法
(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者
山口県の合格者については、平成二十年十月三日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十一年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所

に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十六万八千四百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年七月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはつたあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書して下さい。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年七月八日(火曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十年八月二十九日までの消印のあるものに限りま

す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十年七月八日(火曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後

五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。

公 告

平成二十年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十年九月二十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署
海峽交番

山 口 市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター

周 南 市 山口県周南警察署

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

日時及び場所

五 配点
 平成二十年十月中旬から同月下旬までの間に山口市で行います。
 なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験 教養試験 五〇点
- (二) 第二次試験 作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十年十月三日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で

す。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十六万八千四百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年七月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三―八五〇(一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年七月八日(火曜日)から同年八月二十九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十年八月二十九日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十年七月八日(火曜日)午前九時から同年八月二十二日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇内線二六二七)に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出が
あつた政治団体の名称を、次のとおりとする。

平成二十年七月八日

山口県選挙管理委員会 県田 勘 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
自由民主党山口県第二選挙区支部	山本繁太郎	宮本 稔	柳井市伊保庄1516	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党（自由民主党）の支部	平成20、3、18
三好むつ子後援会	河村 力	池谷恵美子	美祿郡美東町大字綾木2564		" "
山本繁太郎後援会	山本真太郎	宮本 稔	柳井市伊保庄1516		" "

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称を、次のとおりとする。

平成二十年七月八日

山口県選挙管理委員会 県田 勘 郎

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党岩国支部	代表者 会計責任者	石本 崇	河谷 慎司	平成20、3、4
		河村 幸生	石本 崇	

自由民主党山口県歯科技工士政治連盟支部	事務所	岩国市飯田町1丁目2番27号	岩国市藤生町1丁目7番2号	"	27
自由民主党山口県自動車販売支部	代表者	鈴木 久義	上野 正人	"	4
日本共産党山口県東部地区委員会	事務所	米重 政彦 山陽小野田市山厚狭1丁目1番3号	山中 良二 山陽小野田市大字厚狭37の17	"	24
一倉広信後援会	会計責任者	岩本 佳子	田中 儀一	"	27
岩本直人後援会	事務所	大島郡周防大島町大字平野392	大島郡東和町大字平野392	"	13
魚谷洋一後援会	代表者	山下 修美	山下 貞子	"	31
大中宏後援会	事務所	美祿市美東町綾木3307	美祿郡美東町大字綾木3307	"	"
大橋町台志栄一を励ます会	代表者	原田 義博	清水顕太郎	"	28
岡村元昭後援会	事務所	山口市吉敷下東4丁目9番17号	山口市吉敷3298の7	"	17
河村建夫小野田後援会	代表者	末廣 裕幸	三好 俊次	"	24
台志栄一後援会	会計責任者	田鍋 基雄	牛見 健次	"	28
国際勝共連合山口県本部	事務所	山口市吉敷中東2丁目5番7号	山口市吉敷3014の7	"	27
笹井たく後援会	代表者	富永 哲雄	笹井清二郎	"	21
島津幸男後援会	会計責任者	植木 孝	藤村 善登	"	"
社会問題研究会の会	名称	社会問題研究会の会	憲政よなおし会	"	31
青眼会	会計責任者	神田 義満	池田 達	"	19
政治結社大日本忠義同志會	"	山根 鉄也	水津 公彦	"	4

高回嘩後援会	事務所	岩国市周東町 下久原1307	玖珂郡周東町 大字下久原 1307	"	"	24
高木生後援会	"	美祿市美東町 大田4116	美祿郡美東町 大字大田4116	"	"	"
田辺じゅんすけ後援会	会計責任者	今井 健彦	野村 博司	"	"	21
俄かおる後援会	名称	俄かおる後援 会	俄黨後援会	"	"	24
	代表者	田原美智男	杉山 寿男	"	"	"
	会計責任者	田原 義信	杉山 正夫	"	"	"
	事務所	美祿市秋芳町 嘉乃1388	美祿郡秋芳町 大字嘉乃1602 の1	"	"	"
徳並伍朗後援会	代表者	野尻 芳男	赤間 忠夫	"	"	27
	会計責任者	入江 榮	中尾 和生	"	"	"
友田秀明後援会	"	友田 秀明	友田 直子	"	"	3
猶克実後援会	代表者	福田 幸三	中野 泰雄	"	"	24
	事務所	宇部市松山町 1丁目14番16 号	宇部市大字川 上348	"	"	"
中元みおる後援会	会計責任者	中元 伸一	中元万満江	"	"	31
二井せきなり橋後援会	"	重枝 尚治	矢原 久登	"	"	5
波多野勝後援会	"	波多野珠美	田上 礼子	"	"	27
林常雄後援会	代表者	池田 俊広	柳井 政人	"	"	3
姫野敦子ところネットワーク	会計責任者	津川 敬子	藤本貴美子	"	"	4
平川敏郎後援会	代表者	平川 義英	山崎 重雄	"	"	7
福田良彦後援会	"	竹中 正之	福田 稔	"	"	18
まきもと利光後援会	事務所	岩国市由宇町 南3丁目3 番13号	岩国市由宇町 3548の1	"	"	26

松浦正人後援会	代表者	神田 義満	池田 達	"	"	19
山口県歯科技工士連盟	事務所	山口市吉敷下 東3丁目1番 1号	山口市吉敷 3325の1	"	"	27
山口県中小企業政治連盟	会計責任者	河野 泰明	三浦 睦義	"	"	7
山口県柔道整備師連盟	"	松本 守一	横井美由紀	"	"	13
山口県病院連盟	事務所	山口市吉敷下 東3丁目1番 1号	山口市吉敷 3325の1	"	"	28
	代表者	中崎 光浩	勝村 豊	"	"	"
山口21世紀の会	会計責任者	池田 龍次	判野 充昌	"	"	"
山中佳子後援会	代表者	縄田 智	西村百合子	"	"	13
山根勇治後援会	"	山田 利夫	岩本 秀雄	"	"	31
吉永よしこを育てる会	会計責任者	壹岐 和夫	新城 英生	"	"	"
渡辺博後援会	事務所	美祿市秋芳町 秋吉53356の1	美祿郡秋芳町 大字秋吉5336 の1	"	"	28

山口県選挙区選出候補者名簿(第17号)

第17号選挙区(第17号選挙区)第17条第1項の選挙区は、

以下の選挙区とする。

第17号選挙区 山口県 田 畑 田 畑 田

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県阿武郡第一支部	小河 啓祐	波田 治巳	萩市大字下小川1991	平成20、3、27
自由民主党山口県岩国市第二支部	橋本 尚理	辻村 伸博	岩国市麻里布町1丁目4番19号	" " 1
自由民主党山口県第二選挙区支部	福田 良彦	小林 英三	" 南岩国町5丁目13番10号	" " 14

青木孝二後援会	木村 和男	兼重 嘉宏	周南市大字鹿野上3206	平成19、 12、31
明日のくたまつを考 える会	小牟礼幸雄	河村 敏雄	下松市中央町4番22号	平成20、 3、15
石丸鉄郎後援会	兼清 博史	松石 研二	周南市長田町5番11号	平成19、 12、31
うっちちゃん後援会	横山 静子	内田 孝	美祢市美東町緑木2311の2	" 9、3
恵本洋嗣後援会	恵本 洋嗣	梅川 嘉彦	岩国市錦町宇佐郷529	" 12、31
金福良則後援会	金福 良則	菊本 幸利	熊毛郡平生町大字佐賀3452の2	" 20
倉本よしひろ後援会	古谷 誠	向 義仁	下関市中之町8番3号	" 31
小河啓祐先生を支える 会	岩本 肇	滝野 幸郎	萩市大字佐々並2501の3	" "
後藤正芳後援会	杉岡 歩	後藤 一雄	岩国市周東町中山1356	平成18、 7、20
小浜俊昭後援会	小浜 俊昭	永見 晋一	下関市後田町4丁目4番3号	平成19、 12、31
清水基巨後援会	清水 基巨	清水 正子	萩市大字須佐4490	平成20、 3、18
秋芳の未来をひらく会	山中 佳子	杉山 博史	美祢郡秋芳町大字岩永本郷603の2	平成19、 12、31
高岡暉後援会	秋本 義春	中村 義孝	岩国市周東町下久原1307	平成20、 3、22
段本幸男山口県後援会	末永 昇	藤井 勝也	山口市後河原25	平成19、 11、30
藤井信義後援会	内山 忠男	藤本 健	長門市日置上4146	" 12、31
藤尾のりみ後援会	江原 幸男	藤尾 久幸	下関市豊北町大字神田上7298	" "
藤田一司後援会	吉村 正勝	藤田恵美子	光市室積西ノ庄20番25号	平成20、 3、23
ふじやま房雄後援会	佐々木 猛	藤山 昌男	下関市豊北町大字神田上257の1	平成19、 12、31
布施文子後援会	竹田多恵子	千々松一夫	美祢市大嶺町興分911の3	平成20、 3、21
豊寿会	藤山 房雄	藤山 昌男	下関市豊北町大字神田上257の1	平成19、 12、31

堀田勝巳の会	堀田 勝巳	堀田 勝巳	岩国市玖珂町1479の1	平成18、 1
村田昭輔後援会	村田 昭輔	村田 康枝	" 由宇町南3丁目11番22号	平成19、 3
安永としお後援会	空田 清	山元 義国	下関市菊川町大字下大野505の6	" 2、15
山口小泉あきお会	山本 隆信	岩沼 光裕	岩国市由宇町中央2丁目2番20号	" 12、31
渡辺純忠徳地後援会	松原 博	原 寛	山口市徳地八坂1223	" "

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

知事選挙投票正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による開票が、あつた回原簿(一)の総計する選挙管理団体の各線並に、次のとおりである。

平成二十年七月八日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 廻 郎

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体でなくなた旨の届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
小浜 俊昭	下関市議会議員	小浜俊昭後援会	下関市後田町4丁目4番3号	小浜 俊昭 平成20、3、11

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山口県選出議員選挙において、各候補者の出選責任者から票田やれた選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出が、次のとおりである。

平成二十年七月八日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 廻 郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院山口県選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

39,749,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	戸倉多香子	所属党派	民 主 党	期 間 平成19年8月11日から 同年9月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	西嶋千恵				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
					集合会場費
					通信費
					交通費
					印刷費
					広告費
					文具費
					食糧費
その他の寄附	0件	0			休泊費
その他の収入		0			雑費
今回計		0	今回計		1,313,066
前回計		7,618,548	前回計		8,102,613
総計		7,618,548	総計		9,415,679

報告書受理年月日	平成19年9月20日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	林 芳 正	所属党派	自由民主党	期 間 平成19年5月29日から 同年8月21日まで	第2回分
出納責任者氏名	神足敬史				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
					集合会場費
					通信費
					交通費
					印刷費
					広告費
					文具費
					食糧費
その他の寄附	0件	0			休泊費
その他の収入		0			雑費
今回計		0	今回計		7,893,506
前回計		30,000,000	前回計		17,446,587
総計		30,000,000	総計		25,340,093

報告書受理年月日	平成19年8月27日	第2回報告分
----------	------------	--------



山口県公安委員会告示第三十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月八日

山口県公安委員会

表山口県光警察署の部三丘警察官連絡所の項を削り、同表山口県宇部警察署の部新川交番の項所管区の欄中「西小串一丁目」の下に「、西小串二丁目」を、「下条二丁目」の下に「、東小串一丁目、東小串二丁目」を加え、同表山口県厚狭警察署の部厚狭駅前交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「厚狭一丁目、」を加え、同表山口県下関警察署の部川中交番の項所管区の欄中「熊野町三丁目」の下に「、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目」を加える。

平成二十七年七月八日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定價一箇月 金二千七百円（送料共）